

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、企業活動を支えるあらゆるステークホルダーの利益を重要視しており、長期的、継続的な効率的な株主価値の最大化を実現する上でも、コーポレートガバナンスの確立を重要な経営課題であると認識しております。

企業の社会的責任については、株主のみならず、多くのステークホルダー、また直接的な利害関係者でない社会全般に対してもコーポレートガバナンスを基盤として会社全体で使命を共有し、事業の根幹たる「お客様を幸せにする」においてたゆまぬ付加価値創造に注力すべく、従業員に対し基本的な心構え・指針となるよう「社内規程」の整備・徹底を図っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

<補充原則 1-2-2: 招集通知の早期発送>

当社は、招集通知に記載する情報の正確性・内容の充実性を図るため、早期発送の実現には至っておりません。なお、招集通知の記載情報は、当社コーポレートサイト及び東京証券取引所のホームページ等を通じて、情報を開示しております。今後、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、可能な範囲内で早期発送に努めるとともに、発送数日前に当社コーポレートサイトを通じて、情報を開示するよう、努めてまいります。

<補充原則 1-2-4: 議決権行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳>

機関投資家、海外投資家を含め、株主が議決権行使しやすい環境を整えており、議決権電子行使プラットフォームの利用については、今後の行使比率等を勘案しながら、導入するか否かを検討してまいります。招集通知の英訳に関しましては、ある一定期間定期的に海外投資家等の比率が15%を超える、または時価総額が1千億円前後で推移する、いずれかの基準を満たしたタイミングで実施いたします。

<補充原則 1-2-5 実質株主の議決権行使の対応>

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としており、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合においては、実質株主判明調査を行い、信託銀行等と協議しつつ、検討を行ってまいります。

<原則 1-4: いわゆる政策保有株式>

当社グループは、現時点においては上場株式を保有した事実がありません。政策保有株式については、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与えることによる影響を除き、保有しないことを基本方針とします。保有の意義が認められる場合は、発行会社との企業連携・業務提携や事業シナジー、良好な関係性構築及び事業の円滑な推進を図るために、発行会社からの保有要請を受けた場合、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先および当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を言います。保有する株式については、個別銘柄毎に、定期的、継続的に保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行います。一方、その意義が認められる銘柄については、これを保有する方針です。

<原則 4-8: 独立社外取締役の有効な活用>

当社は、現在1名のみの独立社外取締役候補者を選任しておりますが、他上場企業での役員等兼任がないことと、現在の当社の事業規模からみて、十分な実行性を確保できることと認識しております。将来的な増員につきましては、当社事業規模の拡大に応じて都度検討してまいります。

<補充原則 4-8-1/4-8-2: 独立社外取締役の独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有等>

現在、独立社外取締役は1名であることから、適宜取締役会等で意見を述べる体制となっています。今後、複数となった時点で独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど検討してまいります。

<補充原則 4-11-3: 取締役会の実効性について分析・評価>

当社取締役会は、定期取締役会での幅広い議論及び相互の監督を通じて、取締役会全体の機能の向上を図っております。今後は、取締役会の実効性についての分析・評価については、監査役及び社外取締役を中心に評価・分析を行うための体制を構築してまいります。

<原則 4-14: 取締役・監査役のトレーニング>

当社取締役及び監査役は、その役割及び機能を果たすために、当社の事業、財務、組織等につき役員会における議論や各担当部署及び担当役員からの説明等を通じ、会社情報に関して十分理解するよう努めております。現在は、十分なコミュニケーションを通じて必要な知識及び役割や責務の理解が得られているものと考えており、今後も必要に応じ多義にわたる内容で、外部研修も含めたトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援等の実施してまいります。なお、監査役については、現在研修に参加するなど、トレーニングの機会を設けております。

<補充原則 4-14-1: 社外取締役・監査役のための研修>

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解するため、相当の研修を適時行うものとしております。

<補充原則 4-14-2: 取締役・監査役のトレーニングの方針>

取締役・監査役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、一部の取締役については、日本取締役協会に加入及び日本取締役協会主催の講習会に参加しております。また、必要に応じて外部研修機関も活用し、その費用は会社負担としています。また、監査役については、ガバナンスの一翼を担うべく、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

<原則 1-4: いわゆる政策保有株式>

当社グループは、現時点においては上場株式を保有した事実がありません。政策保有株式については、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与えることによる影響を除き、保有しないことを基本方針とします。保有の意義が認められる場合は、発行会社との企業連携・業務提携や事業シナジー、良好な関係性構築及び事業の円滑な推進を図るために、発行会社からの保有要請を受けた場合、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先および当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を言います。保有する株式については、個別銘柄毎に、定期的、継続的に保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行います。一方、その意義が認められる銘柄については、これを保有する方針です。

<原則 1-7: 関連当事者間の取引>

当社は、役員(取締役または執行役)との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認議事を要する旨を取締役会規程に定めております。また、当社役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引(役員報酬を除く)の有無、さらに、当社役員及びその近親者(二親等内)が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの間の取引の有無を毎年定期的に役員各々に確認しております。このほか、主要株主や子会社・関連会社等の関連当事者との取引も第三者との取引と同様に、職務権限規程に基づき社内承認手続きを実施することとしております。

#### <原則 3-1：情報開示の充実>

- (1) 経営理念は当社コーポレートサイト、決算説明資料、株主総会招集通知等にて開示しております。中長期的な展望は決算説明資料にて四半期毎に開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方を当社コーポレートサイトにて開示しており、基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書に記載しております。
- (3) 取締役の報酬は年俸とし、その報酬額は、業務の性格及び支払能力等を勘案し、株主総会が決定した報酬総額の範囲内で取締役会が決定する旨、「役員規程」にて定めております。
- また、株式報酬に関しては、業績運動型報酬として、具体的なガイドラインを設けております。
- (4) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、「役員規程」において資格要件のガイドラインを設け、要件を満たす候補者を取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討し、指名しております。
- (5) 新任・再任にかかわらず、取締役及び監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

#### <補充原則 4-1-1：取締役の役割・責務>

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣に対し、決定・決裁権の委任範囲を明確にしています。

#### <原則 4-8：独立社外取締役の有効な活用>

当社は、現在1名のみの独立社外取締役候補者を選任しておりますが、他上場企業での役員等兼任がないことと、現在の当社の事業規模からみて、十分な実行性を確保できることと認識しております。将来的な増員につきましては、当社事業規模の拡大に応じて都度検討してまいります。

#### <原則 4-9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社の社外役員の独立性については、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断し、今後実質面において担保することを主眼に置いた独立性判断基準をしてまいります。また、社外取締役の選任にあたっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

#### <補充原則 4-11-1：取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当社では、取締役の経営責任を重視し、株主のみなさまに各年毎に取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年と定めております。また、迅速な意思決定をはかるべく、取締役会の人数を7名以内と定めております。当社の取締役候補者の選定については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、適格かつ迅速な意思決定が実施できること、ならびに各個人として人望があり、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有することを基準として、適材適所の観点より総合的に検討し、指名しております。上記方針に基づき、代表取締役社長、取締役が提案し、取締役会で決議しております。今後、社外取締役をメンバーに含めた選任案に関する事前検討の場を設定します。

#### <補充原則 4-11-2：取締役・監査役の兼任状況>

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役・監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。社外取締役1名及び業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役の業務執行に支障がない体制となっています。常勤監査役1名及び社外監査役2名のうち、社外監査役1名が、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、当社グループの監査役業務執行に支障がない体制となっています。

#### <補充原則 4-11-3：取締役会の実効性の評価>

当社取締役会は、定期取締役会での幅広い議論及び相互の監督を通じて、取締役会全体の機能の向上を図っております。今後は、取締役会の実効性についての分析・評価については、監査役及び社外取締役を中心に評価・分析を行うための体制を構築してまいります。

#### <補充原則 4-14-2：取締役・監査役に対するトレーニングの方針>

取締役・監査役就任時には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、一部の取締役については、日本取締役協会に加入及び日本取締役協会主催の講習会に参加しております。また、必要に応じて外部研修機関も活用し、その費用は会社負担としています。また、監査役については、ガバナンスの一翼を担うべく、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

#### <原則 5-1：株主との建設的な対話に関する方針>

当社のIR活動は、代表取締役社長をトップとし、社長直轄である社長室をIR担当部署として、専任担当を設置しており、社長室長がIR責任者を務めております。株主からの対話(面談)の申込みに対しては可能な限り前向きに対応しております。機関投資家訪問や証券会社主催のカンファレンス等にも積極的に参加しております。個人投資家に対しては別途年に1~2回個人向け説明会を開催することで、当社に対する理解度向上に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社林家族	5,600,000	28.86
林 高生	726,000	3.74
牧野 隆広	660,000	3.40
株式会社エイチーム	580,020	2.99
加藤 厚史	470,000	2.42
エイチーム従業員持株会	334,100	1.72
グリー株式会社	290,400	1.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	281,800	1.45
みずほ証券株式会社	235,000	1.21
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	234,339	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

7月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
加藤 淳也	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 淳也	○	—	一般株主と利益相反を生ずるような利害関係がなく、知的財産権、情報化社会におけるコンプライアンス等において幅広い知識を有することから、法律の専門家として、当社の経営の重要な事項の決定及び取締役・執行役の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しているため、独立役員に指定いたしました。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名(うち社外監査役2名、本書提出日現在)であり取締役会に出席しております。  
なお、常勤監査役については取締役会以外の重要会議にも出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。

会計監査人とも緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い監査の有効性及び効率性を高めております。今後も監査役制度につきましては、企業規模に応じた適正な体制を確立していく所存であります。

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)が行っております。内部監査は、各部署及び子会社に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告しております。被監査部門及び被監査子会社に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。

また、内部監査室は監査役及び会計監査人と年間4回、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 一雄	公認会計士													
田嶋 好博	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 一雄	○	<p>e. 有限会社オーナーワンコンサルティングの代表取締役を兼任しております。</p> <p>h. 会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2年間の役員報酬の1.2倍又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。</p>	<p>公認会計士としての豊富な経験と見識を有することから、財務・経理・税務・内部統制等において専門的見地から経営の監視や適切な助言をいただくなど、社外監査役としての監査機能を十分に発揮しています。</p> <p>上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外監査役候補者に定めました。</p>
田嶋 好博		<p>d. 表示灯株式会社監査役、岐建株式会社監査役および株式会社ヨシタケ監査役を兼任しております。</p> <p>h. 会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2年間の役員報酬の1.2倍又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。</p>	<p>弁護士としての豊富な経験と見識を有することから、会社法・コード・ガバナンス等において専門的見地から経営の監視や適切な助言をいただくなど、社外監査役としての監査機能を十分に発揮しています。</p> <p>同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外監査役候補者に定めました。</p>

#### 【独立役員関係】

##### 独立役員の人数

2名

##### その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

##### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

##### 該当項目に関する補足説明 更新

対象取締役を対象に、これまで以上に書く対象会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

##### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

##### 該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより、健全な成長を図ることを目的としております。

#### 【取締役報酬関係】

## (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。  
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬として有効に機能することを目指しております。また報酬額につきましては、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内にて報酬の額を決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

当社の社外取締役は1名、社外監査役2名であります。社外取締役及び社外監査役の実効性を確保するため、監査役と会計監査人、内部監査室との連携体制を確保しております。社内監査役1名(常勤監査役)は、内部監査室と共同で監査結果および社内状況の共有に関する調整を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役に対して取締役会等の重要な会議の内容に関する事前情報伝達の他、業務に必要な情報の収集や資料の提供等は管理部が窓口となって行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

### 1. 取締役会

当社は取締役会設置会社であります。取締役会は6名(うち社外取締役1名、本書提出日現在)の取締役で構成されており、監査役出席の下、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では原則として定期取締役会を月1回開催し、取締役会においては業績の状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図るとともに、必要に応じて、臨時取締役会を開催しており、監査役からは必要に応じて意見及び指摘を受けております。

### 2. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名(うち社外監査役2名、本書提出日現在)であり取締役会に出席しております。なお、常勤監査役については取締役会以外の重要会議にも出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。会計監査人とも緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い監査の有効性及び効率性を高めております。今後も監査役制度につきましては、企業規模に応じた適正な体制を確立していく所存であります。

### 3. 経営会議

当社の経営会議は、取締役、常勤監査役、執行役員、部長・室長及び子会社代表取締役で構成されております。経営会議は原則として月2回開催し、各事業の進捗状況の報告、リスクの認識及び対策についての検討、業務に関する協議を行っており、これらは必要に応じて取締役会に報告される体制となっております。

### 4. 内部監査

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)が行っています。内部監査は、各部署及び子会社に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告しております。被監査部門及び被監査子会社に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。

また、内部監査室は監査役及び会計監査人と年間4回、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

### 5. 会計監査

当社は、有限責任監査法人トマツと監査契約を締結し、監査を受けております。平成27年7月期における当社の監査体制は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 加藤 克彦

継続監査年数については、2名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 9名

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社の監査役3名は社外監査役2名、社内監査役1名(常勤監査役)で構成されており、経営者に対する監査機能を充実させることにより、経営の健全性及び透明性を確保しております。2名の社外監査役に関しては、弁護士、公認会計士という立場から、専門的かつ客観的な観点から経営全般に関し適切な監査を実施できる体制を構築しております。

また、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強固にし、経営力向上のため、新たに多様な経験や見識に基づく独立した立場からの助言及び監督機能を有する社外取締役を1名選任しております。

さらに、原則として月1回開催する取締役会に加え、業務執行に関する重要会議にも出席するなど、取締役の意思決定及び業務執行の状況を日常的に監査できる体制にあるものと考えております。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるよう日程調整に留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネットによる議決権行使方法を用意し、株主が議決権行使しやすい環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームの利用については、今後の行使比率等を勘案しながら、導入するか否かを検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳に関しましては、ある一定期間定期的に海外投資家等の比率が15%を超える、或は時価総額が1千億円前後で推移する、いずれかの基準を満たしたタイミングで実施いたします。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、自社ホームページへの掲載を行っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、個人投資家向け説明会の開催し、代表者自身で説明を行っております。 今後とも引き続き取り組んでまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後に代表者自身でアナリスト・機関投資家への訪問・説明を行っております。 今後とも引き続き取り組んでまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、証券会社主催のカンファレンスに出席、あるいは個別訪問の形で取り組んでおります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「IR情報」のコーナーを設け、決算短信並びに適時開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直轄の社長室に専任担当者を設置し、社長室長がIR責任者として対応しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの信頼を得て事業活動を展開していくために、企業の社会的責任を果たし、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	四半期に一度、震災・災害地又は助けが必要なお子様等へ従業員の人数に比例した募金活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会や自社ホームページ等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行う方針であります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。この方針は、平成20年2月15日に取締役会にて制定し、平成23年9月14日及び平成25年9月13日の取締役会において、リスク管理体制について見直しを行っております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 当社は、全役員が、法令や定款、社会規範及び社内規則を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- B) 全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行っております。
- C) コンプライアンス違反の疑いがある行為に関する通報処理体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じております。
- D) コンプライアンス違反が発生した場合は、経営トップが自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にしたうえで、厳正な処分を行っております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「機密管理規程」等の社内規則に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めています。
- B) リスク管理に関する各主管部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査室が監査を行っております。
- C) 当社は、業務遂行に関する連絡、報告の場として毎週1回社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- B) 取締役会は、取締役、使用者が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図っております。
- C) 各取締役は、「職務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。

#### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- A) 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るために、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社管理部が子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行っております。
- B) 当社内部監査室は業務の適正性に関する子会社の監査を行っております。
- C) 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行ない、連携を図っております。
- D) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めています。

#### 6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、関係会社管理規程に基づき、子会社より財務状況等、事業運営に関する重要な事項について当社取締役会にて報告を受け、承認を得る。また、原則月2回開催される当社グループの取締役を含む経営幹部が参加する経営会議においても子会社より報告を受けております。

#### 7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 関係会社管理規程等の社内規程において、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを行っています。
- B) 子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築しております。
- C) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 関係会社管理規程等の社内規程を整備し、子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定めています。
- D) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- A) 子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社管理部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する研修を適宜実施しております。
- B) 内部通報窓口を管理部、内部監査室、外部顧問弁護士に設置し、問題の早期発見・未然防止を図っております。

#### 10. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制に関する事項

- A) 当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、補助するための使用者を置く。これらの使用者は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。
- B) これら使用者は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社は誠意をもって対処しております。

#### 11. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- A) 使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関する取締役及び他の使用者等の指揮命令を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならぬことを定めています。
- B) 当該使用者の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、予め常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制しております。

#### 12. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- A) 監査役が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は、取締役会に出席することができます。
- B) 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。
- C) 取締役は、自己的職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼす恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
- D) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を、取締役及びその使用者に対し直接求めることができます。

#### 13. 子会社の職務の執行に係る者またはこれらの人から報告を受けた者が会社の監査役に報告をするための体制

- A) 子会社の取締役等及び使用者は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。
- B) 子会社の取締役等及び使用者は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告しております。

#### 14. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用者に周知徹底しております。

#### 15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

#### 16. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- A) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役社長と協議のうえ、特定の事項について内部監査室に調査を求めることができる。また、監査役は、管理部に対して、隨時必要に応じて監査への協力を求めるることができます。
- B) 監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。

そのため、管理部を反社会的勢力対応部署として、「リスク管理規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社では、持続的な成長及び企業価値の向上を最重要課題として認識しており、現段階では買収防衛策の導入の予定はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、株主や投資家の皆様に適時適切な情報開示および説明責任を十分果たすことは上場企業の責務であり、コーポレート・ガバナンスの観点からも不可欠と考えております。

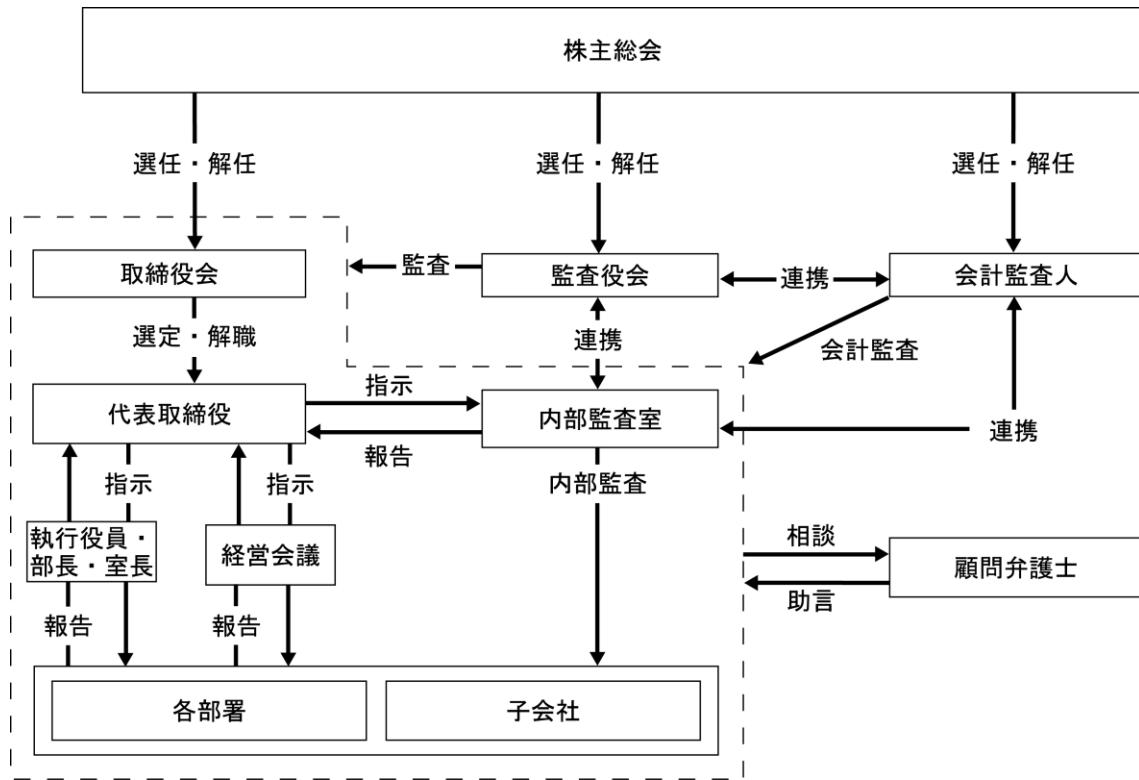
したがいまして、当社は、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めてまいります。

また、会社の業務上必要な情報の取り扱いおよび管理に関する事項について、内部者取引管理規程を制定し、公正かつ適時・適切な情報開示体制を構築しております。

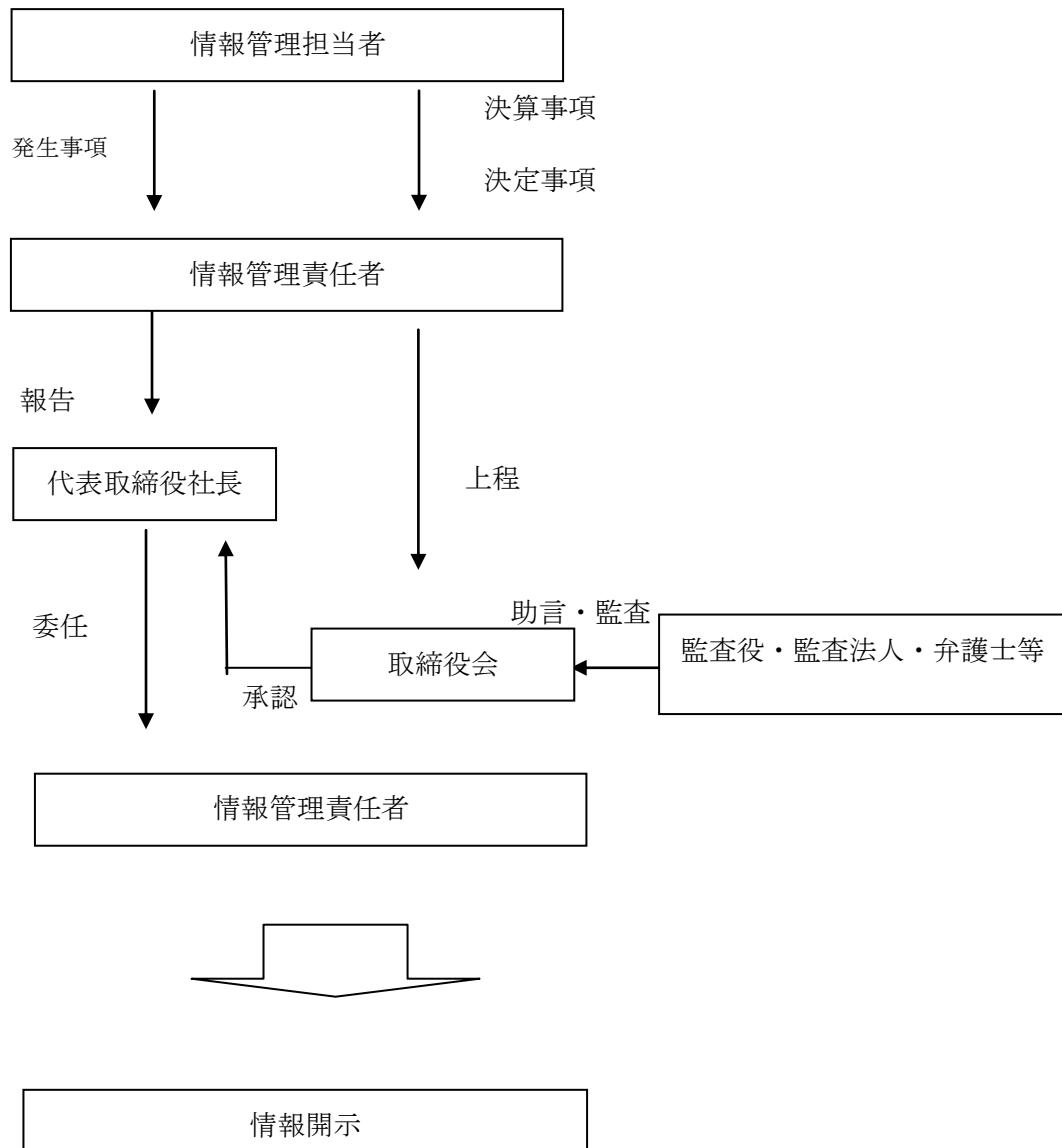
# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【模式図(参考資料)】



### 【適時開示体制の概要（模式図）】



以上